

# 横浜市少年少女ソフトボール連盟 規約

## 第1章 名称及び事務所

第1条 本連盟は「横浜市少年少女ソフトボール連盟」（以下「市少連」という）と称し横浜市ソフトボール協会に所属する。本部事務所は理事長宅に置く。

## 第2章 目的及び事業

第2条 本連盟は指導者と父母が協力して児童の健全育成に寄与することを第一義とし、ソフトボールを通じてスポーツマン精神を学び、相互の親睦を図り、併せてソフトボール技術の向上に努めることを目的とする。

第3条 本連盟は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 監督、コーチに正しい指導を行って貰うため指導者として心得ておくべきことを、随時印刷物等で啓発し、又、研修会等への参加を呼びかける。
2. 権威ある大会を行う。又、上部団体が開催する大会には公平な予選を行って代表チームを推薦する。
3. その他、本連盟の目的達成のために必要な事業。

## 第3章 会員

第4条 本連盟の会員は正会員及び役員とする。

第5条 正会員は横浜市に居住する小学生年齢層の少年少女と、成年の指導者及びこれを後援する父母によって構成される。1チームを単位とし、代表者又は監督が代表権を持つ。正会員は「市少連」に登録し年会費を納入する。

第6条 本連盟の役員及び指導者は、営利的、宗教的、政治的な効果を求めるような大会に児童を参加させてはならない。

## 第4章 支部

第7条 本連盟は各地区に支部を設けることができる。

第8条 支部規約は本連盟の規約に準ずるものとする。

第9条 支部は本連盟の大会に出場するチームを選抜し、本連盟に報告しなければならない。

第10条 支部の新設は執行部会の承認を要す。支部は本連盟に年会費を納入する。

## 第5章 役員

第11条 本連盟に次の役員を置く。会長1名、副会長・顧問及び参与若干名、理事長1名、副理事長、理事若干名、事務局長・財務部長・運営委員長及び審判部長各1名。

第12条 会長、副会長及び顧問は執行部会で推挙するものとする。

第13条 理事長は理事会の推挙により決定する。理事長は副理事長・事務局長・財務部長・運営委員長・審判部長を任命する。

第14条 支部長は支部内で互選する。

第15条 会長は本連盟を代表する。

第16条 理事長は本連盟を総括し、理事会及び執行部会の決定事項を遂行する。

第17条 副理事長は理事長を補佐し、理事長不在の時はその職務を代行する。

第18条 役員の任期は2年とする。但し、再選は妨げない。又、役員の任期が終了しても後任者が就任するまでその職務を行う。補欠又は増員による役員の任期は前任者又は現任者の残任期間とする。

## 第6章 会議

第19条 本連盟の会議は理事会及び執行部会とする。

第20条 理事会は本連盟の全役員によって構成し、毎年度初めに理事長が招集し、本連盟の定時総会とする。

第21条 執行部会は理事長、副理事長、事務局長、財務部長、運営委員長、審判部長及び理事によって構成し、理事長が随時招集する。

第22条 会議はその構成員の2分の1以上の出席がなければ成立しない。

第23条 会議は事務局長を議長とし、すべて出席人数の過半数をもって決し、可否同数の場合は理事長が決する。

## 第7章 会計

第24条 本連盟の経費は次に掲げるもので支弁する。

1. 年会費 2. 大会参加費 3. 賛助金 4. その他

第25条 年会費は1チーム 1,000円、1支部 10,000円  
大会参加料は執行部会で決定する。

第26条 本連盟の会計年度毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第8章 細則

第27条 運営に不都合が生じた場合は、執行部会において規約の加除改正を行うことができる。

第28条 本連盟における大会及び大会ルールは執行部会により決定する。

## 第9章 付則

第29条 本規約は1993年4月1日より執行する。

## 横浜市少年少女ソフトボール連盟の各大会

- |          |     |              |     |
|----------|-----|--------------|-----|
| 1. 春季大会  | 5月  | 4. ジュニア大会新人戦 | 12月 |
| 2. 夏季大会  | 8月  | 5. オールスター大会  | 2月  |
| 3. 横浜選手権 | 10月 |              |     |